

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
第九十八条（略） 2～7（略） 8 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項又は第十二項（定義）</u>に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等という。 9（略） （保険会社の子会社の範囲等） 第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～五（略） 五の二 <u>証券取引法第十二条（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）</u> 六～十一（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め	第九十八条（略） 2～7（略） 8 第一項第六号の「金融先物取引等」又は同項第七号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第九項又は第十項（定義）</u>に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等という。 9（略） （保険会社の子会社の範囲等） 第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～五（略） （新設） 六～十一（略） 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。 一〇五 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 三〇八 (略) (保険持株会社の子会社の範囲等) 第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 一〇五 (略) 五の二 証券仲介専門会社 六〇十一 (略) 二〇六 (略)	るところによる。 一〇五 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 三〇八 (略) (保険持株会社の子会社の範囲等) 第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 一〇五 (略) (新設) 六〇十一 (略) 二〇六 (略)
るところによる。 一〇五 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 三〇八 (略) (保険持株会社の子会社の範囲等) 第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 一〇五 (略) (新設) 六〇十一 (略) 二〇六 (略)	るところによる。 一〇五 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社 ロ (略) ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの 三〇八 (略) (保険持株会社の子会社の範囲等) 第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 一〇五 (略) (新設) 六〇十一 (略) 二〇六 (略)